

我が国の対北朝鮮措置について(内閣官房長官発表)

平成27年3月31日

1. 我が国は、平成18年10月から「北朝鮮籍船舶の入港禁止」の措置及び「北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止」の措置、平成21年6月から「北朝鮮に向けたすべての品目の輸出禁止」の措置をそれぞれ実施してきている。また、平成26年7月から、人道的観点から特別の事情がある場合に北朝鮮籍船舶の入港を認める例外措置を実施してきている。これらの措置の期限が4月13日に到来するため、本日閣議において、これらの措置を2年間継続するための所要の手続をとった。
2. 北朝鮮は、我が国を始めとする国際社会による働きかけにもかかわらず、引き続き関連安保理決議に違反し、挑発的な言動を繰り返している。平成26年3月には、新たな核実験の可能性を示唆する声明を発表したほか、同年3月、6月、7月及び平成27年3月には国連安保理決議に違反して弾道ミサイルを発射している。また、日朝関係については、北朝鮮に対して拉致被害者を含む全ての日本人に関する調査を迅速に行い、その結果を速やかにかつ正直に通報することを強く求めてきているが、現時点において調査結果の通報はない。
3. 本日閣議において決定したこれらの措置の期限の延長は、上記を始めとする北朝鮮をめぐる諸般の事情を総合的に勘案し、判断したものであり、措置の執行に当たっては、関係省庁間で緊密に連携し、対応していく。また、これらの措置を含む対北朝鮮措置については、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決に向けた北朝鮮の具体的行動の有無を踏まえ、不斷に見直しを行っていく。
4. 政府としては、引き続き北朝鮮が調査を迅速に行い、その結果を速やかに通報することを強く求めるとともに、全ての拉致被害者の帰国に向けて、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を貫き、全力で取り組んでいく。

(了)